

国民皆保険制度の堅持に関する意見書

医療費の心配なく、いつでも安全な医療を受けることができる。これは、日本の国民医療で最も大切にすべき原則である。

しかし、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、非関税障壁をなくすという米国の要求のもとで、医療を企業のもうけの対象にした市場原理優先の仕組みを日本に持ち込む危険がある。このため、「命の格差」を拡大する恐れのある TPP 交渉には参加すべきではない、との声が高まっている。

とりわけ焦点になっているのは、混合診療である。外務省は 11 月 7 日、「混合診療の全面解禁が TPP で議論される可能性は排除されない」と初めて認める資料を提出した。

混合診療を全面解禁すると、保険外診療がさらに拡大され、経済力の違いで医療の格差が生まれる。公的医療保険制度の解体への道である。

米国は、自国の保険会社や医療会社に市場を開放するよう繰り返し日本へ要求し、日本の国民皆保険制度が障害だとしてきた。これに対して、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会らは、公的医療保険制度を脅かすとして「TPP 交渉への参加を認めることはできない」と主張している。

よって、国会及び政府においては、日本の公的医療保険制度を脅かす TPP 交渉に参加せず、国民皆保険制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 23 年（2011 年）12 月 14 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、  
厚生労働大臣

（提出者）自民党・市民会議、公明党、日本共産党、市民ネットワーク北海道  
及び市政改革クラブ所属議員全員